

## 平成24年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当てについて

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

### 記

#### 【注意】

・ 本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から輸出し、無償の委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」（輸入注意事項55第90号）に基づく輸入申請の手続きをしてください。

また、本輸入発表の対象となる貝柱は、実行関税率表の番号等で03・07に分類されるものであって、ほたて貝（イタヤガイ科に属するもの。以下同じ。）の貝柱以外の貝柱です。ほたて貝の貝柱については、「ほたて貝」の輸入割当ての対象となり、同日付けで別途発表しておりますので、ご参照ください。

申請書類の提出時に、書類の審査を行いますので、申請内容をよく理解した方がご来省ください。なお、郵送による申請は原則として認められません。

書類審査においては、申請書類を持参する者の身分確認を行いますので、申請書類を持参する方は、別紙様式6に従い作成した書類1通及び本人を確認できる書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳等、本人と確認できるもの。名刺は不可。）を併せてご用意ください。なお、申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となりますので、十分ご注意ください。

・ 保税地域内での水産物輸入割当品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原則として認めていません。（認められる場合については、次のアドレスに掲載されたPDFファイルを参照してください。）

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/import/2006/20060714\\_111\\_im.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2006/20060714_111_im.pdf)

#### 〈本輸入発表の先着順割当てについて〉

申請受付開始日（4の（5）に記載）に申請を受け付ける者の申請順位を公開抽選により決定するため、事前に、往復はがきによる申請登録申込が必要となります。このため、先着順割当てを申請する場合は、5の（5）に記載された申請資格、申請登録申込の方法及び申請登録締切日等をよくご確認の上、お申込みください。

申請受付開始日には、公開抽選により決定した申請順位の上位者の申請を受け付けます。この結果、輸入割当限度金額の範囲内で余剰が生じた場合には、申請順位に従い経済産業省が個別に日時を指定の上、申請を受け付けることとなります。

## 1 輸入割当ての対象となる実行関税率表の番号等、商品名及び金額の表示単位

実行関税率表の番号等	商 品 名	金額の表示単位
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05 03・07	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ及び乾燥のぶり、さんま、貝柱及び煮干し並びにぶり、さんまのフィッシュミール	米ドル

(注) 水産庁長官が定める「活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について」(平成24年5月8日付け24水漁第248号)に基づき養殖用と確認された活のかんぱち稚魚は、輸入割当ての対象外となります。

## 2 輸入割当方式及び輸入割当限度金額

輸入割当方式	輸入割当限度金額(万米ドル)
商社割当てA1(実績割当て)	914
商社割当てA2(追加実績割当て)	40
需要者割当て	1,260
漁業者割当て	30
先着順割当て	396
計	2,640

## 3 原産地

本輸入発表に基づき輸入することができる国又は地域は別表のとおりとする。

## 4 申請受付期間及び受付場所(電子申請手続の申請受付期間については6を参照のこと。)

### (1) 商社割当てA1(実績割当て)

平成24年5月30日の午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで

受付場所は、経済産業省本館17階東4:第5共用会議室

### (2) 商社割当てA2(追加実績割当て)

平成24年7月上旬から平成25年4月上旬を予定(平成24年6月中にお知らせする。)

なお、申請受付2日目以降の受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口:経済産業省本館14階西8

### (3) 需要者割当て

平成24年5月30日並びに平成24年5月31日から平成24年8月30日までの毎週火曜日及び木曜日(ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日)を除く。)の午前10時から午前11時45分まで

平成24年5月30日に限り、受付場所は経済産業省本館17階東4:第5共用会議室  
受付時間は午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで

なお、申請受付2日目以降の受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口:経済産業省本館14階西8

(4) 漁業者割当て

平成24年6月5日から平成25年6月4日までの毎週火曜日及び木曜日（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前10時から午前11時45分まで。

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

(5) 先着順割当て

平成24年7月下旬から平成25年1月下旬を予定（平成24年6月中にお知らせする。）

なお、申請受付2日目以降の受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

## 5 申請者の資格及び申請手続等

(1) 商社割当てA1（実績割当て）

① 申請者の資格

過去の「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」（以下「ぶり等」という。）の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者であって、次のすべての要件を満たす者

ア 当該輸入割当てにより平成23年3月1日から平成24年2月29日までの期間にぶり等を輸入通関した実績を有する者であって、ぶり等を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、5の(1)の②の(b)及び(c)の書類によって証明されたものをいう。)

イ 平成22年度「ぶり等」の輸入発表（平成22年5月7日付け輸入発表第4号をいう。）に基づき商社割当てを受けた者にあつては、当該輸入割当てを受けた日から平成24年2月29日までのぶり等の輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当金額の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当数量の80%以上。）であること（消化実績が80%未満の場合であつて、合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。)

② 申請書類（電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。）

(a) 輸入割当申請書（2通）

(b) 5の(1)の①のア及びイに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し

(c) 5の(1)の①のアに示す輸入通関したぶり等全額に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名を含む）、支払先銀行（国名を含む）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。)

(d) 5の(1)の①のイに係る輸入割当証明書の写し

(e) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式1-①（商社割当てA1申請用））

(f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類

(g) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）

(h) 代理者が申請手続を行う場合は委任状

(i) その他審査に必要と認められる書類

(注) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

### ③ 割当基準

輸入割当申請金額の総計が輸入割当限度金額を超える場合には、2の輸入割当限度金額を5の(1)の②又は6の(3)の②により提出された5の(1)の①のアに示す期間に係るぶり等の輸入通関実績に応じ、あん分して得た金額の範囲内で、申請のあった金額を割り当てる。

### ④ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない。（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないこともある。）（ただし、商社割当てA1（実績割当て）を申請している法人又は個人が、申請受付日から9か月以内（合理的な理由があると認められる場合はこの限りではない。）に合併する等の理由により、当該輸入割当てを申請している他の法人又は個人と一時的に「支配関係」となる場合を除く。）

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

イ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。

ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

エ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当品目の割当金額を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

## (2) 商社割当てA2（追加実績割当て）

### ① 申請者の資格

本輸入発表に基づき商社割当てA1（実績割当て）を受けた者若しくは先着順割当てを受けた者又は平成23年度「ぶり等」の輸入発表（平成23年5月9日付け輸入発表第4号をいう。）に基づき先着順割当てを受けた者（当該先着順割当ての実績に基づき当該年度に既に商社割当てA2を取得した者は除く。以下同じ。）であって、次のすべての要件を満たす者

ア 当該輸入割当てにより申請日の前日までにぶり等を自己の名と計算において輸入通関した実績を有する者であって、ぶり等を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、5の(2)の②のアの(b)及び(c)の書類によって証明されたものをいう。)

イ 当該輸入割当てに基づく申請日前日までの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当金額の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当金額の80%以上。）であること（平成23年度「ぶり等」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者の消化実績が80%未満の場合であつて、合理的な理由があると認められる場合は、この限りでない。）

ウ 本輸入発表に基づき既に商社割当てA2（追加実績割当て）を受けている者にあつては、

輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当金額の80%以上であること

## ② 申請書類

ア 本輸入発表に基づき1回目の商社割当てA2（追加実績割当て）を申請する場合

- (a) 輸入割当申請書（2通）
- (b) 5の（2）の①のア及びイに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し
- (c) 5の（2）の①のアに示す輸入通関したぶり等全額に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名を含む）、支払先銀行（国名を含む）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）
- (d) 5の（2）の①のイに係る輸入割当証明書の写し
- (e) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式1-②（商社割当てA2申請用））
- (f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- (g) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (h) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (i) その他審査に必要と認められる書類

イ 本輸入発表に基づき2回目以降の商社割当てA2（追加実績割当て）を申請する場合

- (a) 輸入割当申請書（2通）
- (b) 当該輸入割当証明書の写し
- (c) 5の（2）の①のウに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し
- (d) 輸入割当消化状況報告書（別紙様式4-①（商社割当てA2追加申請用））
- (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- (f) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (g) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (h) その他審査に必要と認められる書類

（注）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

## ③ 割当基準

1 申請者1回当たりの割当金額は10万米ドルを限度とし、申請のあった金額を2の輸入割当限度金額に達するまで申請順に割り当てる。ただし、輸入割当申請書の提出日ごとに午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請金額の総計が輸入割当限度金額を超える場合には、申請受付後に、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度金額に達するまで輸入割当てを行う。

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当を行う。

また、申請受付開始日（4の（2）に記載）に限り、申請受付前に、書類審査を受けることができる者を限定することがある。

#### ④ その他の注意事項

ア 委任状による代理者の申請手続は可能である。ただし、この場合、1人の代理者が複数の申請を取りまとめることは認めていないため、他の申請者の代理者となっていない本人又は代理者が申請する必要がある。

イ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない。（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないこともある。）

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

ウ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。

エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

オ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当品目の割当金額を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

### （3）需要者割当て

#### ① 申請者の資格

水産庁長官から発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給を受けた者から発注を受けた者

#### ② 申請書類（電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。）

- (a) 輸入割当申請書（2通）
- (b) 内示書に基づく発注書の原本及びその写し
- (c) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (e) その他審査に必要と認められる書類

（注）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

#### ③ 内示書の交付

平成24年5月8日付け24水漁第227号「「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」発注限度内示書発給要領」に定めるところによる。

#### ④ 割当基準

5の（3）の②又は6の（3）の③により提出された内示書に基づく発注書に記載された金額の範囲内で申請のあった金額を割り当てる。

⑤ その他の注意事項

- ア 2以上の団体から発注を受けた申請者は、発注書に記載された金額をまとめて、1申請で提出しなければならない。
- イ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。
- ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、「「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」発注限度内示書発給要領」に基づき、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入通関実績報告書等を、各発注者を通じて水産庁漁政部加工流通課へ提出しなければならない。なお、当該報告書の内容については、オに記載する公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。
- エ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。
- オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当品目の割当金額を公表する。  
また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

(4) 漁業者割当て

① 申請者の資格

漁業に関する協定等に基づき外国の沿岸水域で漁業を営む者、その者が直接若しくは間接の構成員となっている団体であって、水産庁長官が認めた者又は当該団体から発注を受けた者

② 申請書類（電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。）

ア 漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体

- (a) 輸入割当申請書（2通）
- (b) 水産庁長官から認められたことを証する書類の原本及びその写し
- (c) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (e) その他審査に必要と認められる書類

イ 当該団体から発注を受けた者

- (a) 輸入割当申請書（2通）
- (b) 当該団体からの発注書の原本及びその写し
- (c) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (e) その他審査に必要と認められる書類

（注）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 割当基準

5の（4）の②又は6の（3）の④により提出された水産庁長官が認めたことを証する書類又は発注書に記載された金額の範囲内で申請のあった金額を割り当てる。

④ その他の注意事項

- ア 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。

- イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入通関実績報告書等を、各発注者を通じて水産庁漁政部加工流通課へ提出しなければならない。なお、当該報告書の内容については、エに記載する公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。
- ウ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。
- エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当品目の割当金額を公表する。  
また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

## （５）先着順割当て

### ① 申請者の資格

- ５の（１）、（３）又は（４）のいずれかを申請する者及び５の（２）による輸入割当てを受けることが確実な者以外の者であって、次のすべての要件を満たす者
  - ア 申請受付１日目（平成２４年７月下旬を予定。申請受付期間及び受付場所は、抽選日及び抽選会場と併せて平成２４年６月中にお知らせする。）に申請する者にあつては、平成２３年３月１日から平成２４年２月２９日までの期間に実行関税率表第１部から第４部までに属する貨物（食料品に限る。）を１０万米ドル以上を自己の名と計算において輸入通関した実績を有し、ぶり等を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。）
  - イ 申請受付２日目（平成２４年７月下旬を予定。申請受付期間及び受付場所は、抽選日及び抽選会場と併せて平成２４年６月中にお知らせする。）以降に申請する者にあつては、平成２３年３月１日から申請日の前日までの期間に実行関税率表第１部から第４部までに属する貨物（食料品に限る。）を自己の名と計算において輸入通関した実績（１０万米ドル未満であっても可）を有し、ぶり等を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。）
  - ウ 本輸入発表日（平成２４年５月８日をいう。以下同じ。）以降にぶり等の輸入契約を締結していること
  - エ 申請受付開始日（４の（５）に記載をいう。以下同じ）に申請を行う者にあつては、本輸入発表日以降、申請登録締切日（平成２４年５月３０日必着をいう。以下同じ。）までに申請登録申込書面冒頭に朱書きで「ぶり、さんま、貝柱及び煮干し」と記載した往復はがき（別紙様式７）にて経済産業省に対して申請登録を行い、申請登録番号を得ていること（詳細は５の（５）の②に記載）
  - オ 当該輸入契約に基づき、申請受付開始日を起算として１か月の間に申請した者については、輸入割当てを受けた日から９か月（ただし、申請受付開始日から１か月以上経過した後申請した者の通関期間については、１か月经過するごとに通関期間を１か月ずつ短縮する。）以内に輸入通関することが確実であると認められること
  - カ 平成２３年度「ぶり等」の輸入発表（平成２３年５月９日付け輸入発表第４号をいう。）に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当金額の８０％以上（２回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当金額の８０％以上）であること（消化実績が８０％未満の場合であつて、合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）
  - キ 本輸入発表に基づき既に先着順割当てを受けている者にあつては、当該輸入割当てを既に消化（当該輸入割当てに基づき輸入通関したことをいう。）しているか又は消化する見込みがあること

② 申請登録申込（往復はがきによる申込）、申請受付等

申請受付開始日に限り、申請受付前に書類審査を受けることができる者を限定する。

本輸入発表日以降、申請登録締切日までに到着した往復はがき（別紙様式7）による申請登録申込書（注1）に申請登録番号を付し（注2）、抽選日（平成24年7月中旬を予定。平成24年6月中にお知らせする。）に行う公開抽選（注3）により申請登録番号ごとに申請順位を決定し、その上位の者から（注4）2の輸入割当限度金額に達するまで申請を受け付け、輸入割当てを行うこととする。

なお、申請受付開始日は、公開抽選により決定した申請順位の上位の者のみ申請を受け付ける。それ以外の者については、申請受付開始日の翌日以降、2の輸入割当限度金額の範囲内で余剰が生じ次第、申請者に個別に知らせた上で、2の輸入割当限度金額に達するまで、申請順位に従って申請を受け付ける。なお、これらの者についても申請受付開始日に申請を受け付けたものとする（注5）。

（注1）申請登録申込は、郵便事業株式会社の発行する往復はがきを用い、別紙様式7に基づき申請登録申込書面の冒頭に朱書きで「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」と記載の上、申請登録締切日（経済産業省に必着）までに行うこととする。この際、各申請登録申込者は、当該申込みに当たって、食料品10万米ドル以上の輸入通関実績を有することを確認した上で、予定申請金額と併せて記載する。

なお、申請登録申込書の重要な事項（申込者名、住所、代表者氏名及び代表者印（会社の実印として法務局に登録されているもの））が記載・押印されていない場合は、登録せずに返送する。

（注2）①申請登録締切日10日前（平成24年5月20日）以降に申請登録申込のはがきを発送した者にあつては申請登録締切日の3日後（平成24年6月2日）までに申請登録番号が付された返信はがきが送られてこない場合、②それ以外の者にあつては申請登録申込のはがきを発送した以後2週間以内に申請登録番号が付された返信はがきが送られてこない場合は、申請登録締切日から4日後（平成24年6月3日）の午後3時までに貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に問い合わせることとする。公開抽選が行われた日以降は、各個別の申請登録申込及び申請登録番号に関する問合せは受け付けない。なお、申請登録締切日までに申請登録申込のはがきが経済産業省に到着しない場合等、公開抽選が行われるまでに申請登録番号を得られなかったことの原因は各申請登録申込者が負うこととする。

（注3）公開抽選は、立会人同席のもと、抽選人が一連番号式抽選（詳細は本輸入発表とともに下述のホームページに掲載）により、抽選会場にて午前10時から行う（見学自由）。立会人及び抽選人は経済産業省の指定する者とし、申請登録申込者は抽選機の操作を行わない。申請登録申込者においては、公開抽選に来ないことによるいかなる不利益も受けない。

なお、公開抽選による抽選結果は、公開抽選が行われた日の翌日以降、経済産業省のホームページ（[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/import/wariate/suisanbutsuhappyo.htm](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/import/wariate/suisanbutsuhappyo.htm)）に掲載するとともに、申請受付開始日に申請を受け付けることが可能な上順位の者については、個別にFAX等により知らせる。

（注4）次に掲げる法人又は個人の申請登録については、申請者に割当てを公平に行う観点から、その申請順位を無効とする。

- ・ 本輸入発表に基づき複数の申請登録を行っている法人又は個人（この場合、全ての申請順位を無効とする。）
- ・ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請若しくは申請登録している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人（この場合、申請若しくは申請登録している支配関係にある法人又は個人の全てについて申請登録及び申請を認めないこともある。）

（注5）経済産業省が指定する日（申請受付開始日を含む。）に申請に来なかった場合は、当該者の申請順位は無効とする。

### ③ 申請書類

ア 本輸入発表に基づき1回目の先着順割当てを申請する場合

- (a) 輸入割当申請書(2通)
  - (b) 申請に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件(輸入割当てを受けた場合発効する旨)が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。)の原本及びその写し
  - (c) 5の(5)の①のア又はイに示す輸入通関した実績を証する書類で次のいずれかのもの
    - ・ 輸入承認証の原本及びその写し
    - ・ 輸入許可通知書の写し
- ※ 航空又は海上貨物通関情報処理システム以外により輸入申告を行った者にとっては、輸入申告書(税関の輸入許可通知書を含む。)の原本及びその写し
- (d) 5の(5)の①のア又はイに示す輸入通関した実績に係る貨物の輸入者(申請者)あてのインボイスの写し(ただし、輸入承認証の原本及びその写しを提出する場合は不要。)
  - (e) 5の(5)の①のア又はイに示す輸入通関した実績に係る貨物の航空運送状(AWB)又は船荷証券(B/L)の写し(ただし、輸入承認証の原本及びその写しを提出する場合は不要。)
  - (f) 5の(5)の①のア又はイについての輸入通関実績表(別紙様式3)
  - (g) 申請受付開始日に申請する者にとっては、申請登録番号が記載された返信はがき
  - (h) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
  - (i) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)
  - (j) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
  - (k) その他審査に必要と認められる書類

(注1)以上に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。

(注2)上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

イ 本輸入発表に基づき2回目以降の先着順割当てを申請する場合

- (a) 輸入割当申請書(2通)
- (b) 申請に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件(輸入割当てを受けた場合発効する旨)が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。)の原本及びその写し
- (c) 当該輸入割当証明書の写し
- (d) 輸入割当消化状況報告書(別紙様式4-②(先着順割当て追加申請用))
- (e) 当該消化状況を証する書類
  - ・ 既に消化しているものについては、輸入承認証の原本及びその写し
  - ・ 消化する見込みがあるものについては、当該輸入契約書及びインボイス(船積予定日、到着予定日等の輸入予定時期が記載されているもの。)の写し
- (f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
- (g) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)
- (h) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (i) その他審査に必要と認められる書類

(注1)以上に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。

(注2) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

④ 割当基準

1 申請者 1 回当たりの割当金額は 10 万米ドルを限度とし、契約金額の範囲内で申請のあった金額を 2 の輸入割当限度金額に達するまで申請順に割り当てる（既に先着順割当てを受けている者にあつては、原則として当該輸入割当ての未消化分の金額を除いた金額を割り当てる。）。ただし、輸入割当申請書の提出日（申請受付開始日を除く。）ごとに午前 10 時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請金額の総計が輸入割当限度金額を超える場合には、申請受付後に、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度金額に達するまで輸入割当てを行うこととする。（申請受付開始日における申請順位等については、5 の（5）の②を参照。）

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当てを行う。

⑤ その他の注意事項

ア 申請受付開始日を起算として 1 か月の間に申請した者については、輸入割当てを受けた日から 9 か月（ただし、申請受付開始日から 1 か月以上経過した後に申請した者の通関期間については、1 か月経過するごとに 1 か月ずつ短縮する。）以内に輸入通関しなければならない。

イ 先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の内容に基づき輸入割当証明書を交付するものである。

このため、提出した輸入契約書の内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写しを輸入通関前に貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出し、確認を受けた上で、変更の内容に応じて輸入承認証等の内容変更の申請手続等を行わなければならない。

ただし、提出した輸入契約書に記載された契約相手方とは異なる者と交わした輸入契約は、合理的な理由がある場合を除き、変更契約とは認められない。

また、申請時に提出した輸入契約書又は変更の確認を受けた輸入契約書とは別の契約による輸入通関が判明した場合、当該輸入通関分については、本輸入発表に基づく輸入割当てに関する輸入通関実績とは認められない。

ウ アに示す期間に当該輸入割当証明書のⅡに記載された金額の全部又は一部を輸入通関しなかった場合は、輸入承認証の有効期間満了日から 10 日以内に当該輸入割当証明書の原本、輸入承認証の写し及びその理由を記載した書面（不使用報告書）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出する必要がある。

なお、輸入通関実績（消化実績）が輸入割当金額の 80%未滿（2 回以上輸入割当てを受けた者にあつては、いずれかの輸入通関実績（消化実績）が輸入割当金額の 80%未滿。）の場合であつて、合理的な理由がないと認められるときには、次年度の先着順割当てでは受けられない。

エ 委任状による代理者の申請手続は可能である。ただし、この場合、申請開始日以外は、1 人の代理者が複数の申請を取りまとめて行うことを認めていないため、他の申請者の代理者となっていない本人又は代理者が申請する必要がある。

オ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人が先着順割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない。（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないこともある。）

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の 2 分の 1 超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の 2 分の 1 超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をい

う。

カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

なお、輸入通関の実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し及び代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名を含む）、支払先銀行（国名を含む）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）を併せて提出する。

キ 輸入通関実績報告書及び添付書類の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

ク 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当品目の割当金額を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

## 6 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続（商社割当てA1（実績割当て）、需要者割当て及び漁業者割当てを申請する場合に限る。）

電子申請を行う場合は、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）の規定による「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「運用通達」という。）及び「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け平成22・02・04貿局第2号・輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の規定を準用すること。

なお、この場合においては、以下に注意すること。

### （1）申請時に必要となる情報

① 品目コード  
GF

② 申請受付窓口及び申請部署コード  
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室      SAE

### （2）申請受付期間

① 商社割当てA1（実績割当て）  
平成24年5月30日

② 需要者割当て  
平成24年5月30日から平成24年8月30日まで

③ 漁業者割当て  
平成24年6月5日から平成25年6月4日まで

（注1）申請データの経済産業省への到着が平日の午後5時を過ぎた場合は、その日の申請とはみなさず、翌営業日から申請データの確認を行うものとする。

（注2）申請受付最終日の午後5時までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとする。

### (3) 添付書類

- ① 運用通達に規定する別紙参考様式第1による、申請者本人が申請にあたって提出すべき書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）
- ② 商社割当てA1（実績割当て）を申請する場合
  - (a) 5の(1)の①のア及びイに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書
  - (b) 5の(1)の①のアに示す輸入通関したぶり等全額に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名を含む）、支払先銀行（国名を含む）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）
  - (c) 5の(1)の①のイに係る輸入割当証明書の写し
  - (d) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式1-①（商社割当てA1申請用））
  - (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
  - (f) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
  - (g) その他審査に必要と認められる書類
- ③ 需要者割当てを申請する場合
  - (a) 内示書に基づく発注書及びこれに係る原本証明書
  - (b) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
  - (c) その他審査に必要と認められる書類
- ④ 漁業者割当てを申請する場合
  - ア 漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体
    - (a) 水産庁長官から認められたことを証する書類及びこれに係る原本証明書
    - (b) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
    - (c) その他審査に必要と認められる書類
  - イ 当該団体から発注を受けた者
    - (a) 当該団体からの発注書及びこれに係る原本証明書
    - (b) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
    - (c) その他審査に必要と認められる書類
- ⑤ 添付書類等を申請受付窓口に郵送又は提出する場合には、運用通達に規定する別紙参考様式第2による送り状
- ⑥ 輸入規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合には、運用通達に規定する交付依頼書（様式自由）

### (4) その他

新たに電子申請を行うことを希望する者は、「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け平成12・03・15貿局第2号・輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）に従い、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社からNACC利用者IDを取得した上で、次の窓口に必要な届け出を行うこと。

<電子申請届出受付窓口>

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課（システム管理係）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03（3501）0538

ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/jetras/ejetraaj.html>

**7 本輸入発表に関する問い合わせ先**

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03-3501-1511 内線3261

ホームページ [http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/import/wariate/suisanbutsuhappyo.htm](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/import/wariate/suisanbutsuhappyo.htm)

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所  
会 社 名

(平成 年 月 日現在)

単位：米ドル

区 分		年 度 別	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	合 計
① 輸入割当年月日					
② 輸入割当証明書番号					
③ 輸入割当金額					
④ 輸入承認金額					
⑤ 平成 2 3 年 2 月 2 8 日までの輸入通関実績累計					
輸 入 通 関 実 績	平成 2 3 年 3 月分				
	4 月分				
	5 月分				
	6 月分				
	7 月分				
	8 月分				
	9 月分				
	1 0 月分				
	1 1 月分				
	1 2 月分				
	平成 2 4 年 1 月分				
	2 月分				
	⑥ 合 計 (平成 2 3 年 3 月 ～平成 2 4 年 2 月)				
⑦ 輸入通関実績総計 (⑤+⑥)					
⑧ 輸入消化率 (⑦÷③=%)					

(注) 1 用紙は、A 列 4 番横長とすること。

2 輸入承認証の承認日に適用された月レート (外国為替の取引等の報告に関する省令第 3 5 条第 2 号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」) で換算し、米ドル表示にすること。

〔別紙様式 1-②〕 (商社割当て A 2 申請用)

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所  
会 社 名

(平成 年 月 日現在)

単位：米ドル

区 分		年度 別	平成 2 3 年度 (先着順割当て)	平成 2 4 年度 (商社割当て A 1)	平成 2 4 年度 (先着順割当て)
① 輸入割当年月日					
② 輸入割当証明書番号					
③ 輸入割当金額					
④ 輸入承認金額					
輸 入 通 関 実 績	平成 2 3 年 8 月分				
	9 月分				
	1 0 月分				
	1 1 月分				
	1 2 月分				
	平成 2 4 年 1 月分				
	2 月分				
	3 月分				
	4 月分				
	5 月分				
	6 月分				
	7 月分				
	8 月分				
	9 月分				
	1 0 月分				
	：				
⑤ 合計 (平成 2 3 年 8 月 ～平成 年 月)					
⑥ 輸入消化率 (⑤÷③=%)					

(注) 1 用紙は、A 列 4 番横長とする。

2 輸入承認証の承認日に適用された月レート (外国為替の取引等の報告に関する省令第 3 5 条第 2 号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」) で換算し、米ドル表示にすること。

〔別紙様式2〕

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

項 目		ぶり・さんま・貝柱及び煮干し			
(1) 社 名					
(2) 登記簿上の住所	ビル名・階数明記				
(3) 実際の営業場所（同上）					
(4) 電 話 番 号					
(5) 代 表 者	氏 名	専従、非専従の別	非専従の場合 （兼務先の名称及び兼職先における役職名）	兼職先のぶり・さんま・貝柱及び煮干しの輸入割当ての有無	
				有 ・ 無	
(6) そ の 他 の 役 員		専 ・ 非		有 ・ 無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
(7) 専 従 の 職 員 数	名	(8) 決算時期 月～ 月			
(9) ぶり・さんま・貝柱及び煮干しの担当の役員及び職員の氏名	(担当役員氏名)		(担当職員氏名)		
(10) 株主構成 （持株数の順上位5名を記載）	氏 名	持 株 数	持株数の総株数に占める比率	企業である場合には、ぶり・さんま・貝柱及び煮干しの輸入割当ての有無	
			%	有 ・ 無	
			%	有 ・ 無	
			%	有 ・ 無	
			%	有 ・ 無	
			%	有 ・ 無	
(11) ぶり・さんま・貝柱及び煮干しの輸入代金の決済方法 （①、②、③、④のいずれかに○をつけること）	① L/C（開設銀行： 開設依頼人： ） ② T/T ③ B/C ④ その他				
(12) 国 内 販 売 予 定 先	社 名	種 別	数 量		

(以下は記入しないこと)

法人登記	可・否	役員構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
独立の事務所	可・否	株主構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
専従の役職員	可・否			
独立の会計処理	可・否	判定	可・否	1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり

- (注) 1 (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務先において、非常勤かつ無給の場合は専従とみなす。)
- 2 (12)の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、デパート又はスーパー、その他の別を記載すること。
- 3 株式上場会社にあつては(6)の欄はぶり・さんま・貝柱及び煮干しの担当役員のみ記せばよい。
- 4 用紙は、A列4番縦長とすること。
- 5 (6)及び(12)の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

[添付書類(各1部)]

① 法人の場合

(株式上場会社)

- ・ 直近1か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。)

(その他の法人)

- ・ 法人の登記簿謄本の写し
- ・ 事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出した確定申告書のうち別表一の写し
- ・ 直近1か年の決算報告書

※ 商社割当てA1(実績割当て)を申請する場合であつて、申請受付日から9か月以内に合併する等の理由により、他の商社割当てA1(実績割当て)の申請者と一時的に支配関係(「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。)となるときは、当該申請者と支配関係にあることを証する書類及び当該期間内に合併等を行う旨を証する書類を提出すること。

② 法人以外の場合

- ・ 申請者本人の住民票の写し
- ・ 事務所建物若しくは自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類について、当該申請日から1年以内の他の輸入割当申請時に、既に提出しているもの同一の場合には、当該書類については、他の輸入割当申請時に提出した旨(「輸入割当品目」、「割当方式」及び「割当申請日」を必ず記載のこと)を記載した理由書により代用することができる。

輸入通関実績表（平成23年3月1日から平成 年 月 日まで）

住 所  
会 社 名

輸入承認証（I/L）又は輸入許可通知書		輸 入 通 関 実 績			
輸入承認証番号 又は申告番号	通 関 金 額	通関年月日	商 品 名	数 量	金 額
				キログラム	米ドル
合 計					

(注) 1 輸入通関実績の「金額」の欄は以下により記載すること。

- ① 輸入許可通知書の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
- ② 輸入承認証（数量により輸入割当てが行われたもの）の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
- ③ 輸入承認証（金額により輸入割当てが行われたもの）の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、当該輸入承認証の承認日に適用された月レート（外国為替の取引等の報告に関する省令第35条第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」）で換算し、米ドル表示にすること。

2 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式 4-①〕 ( 商社割当て A 2 追加申請用 )

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」 輸入割当消化状況報告書

住 所  
会 社 名

(平成 年 月 日現在)

単位：米ドル

区 分		割 当 方 式	商社割当て A 2
① 輸入割当年月日			
② 輸入割当証明書番号			
③ 輸入割当金額			
④ 輸入承認金額			
⑤ ④÷③=%			
輸 入 通 関 実 績	平成 2 4 年 7 月分		
	8 月分		
	9 月分		
	1 0 月分		
	1 1 月分		
	1 2 月分		
	平成 2 5 年 1 月分		
	2 月分		
	3 月分		
	4 月分		
⑥ 合 計 (平成 2 4 年 7 月 ~平成 年 月)			
⑦ 輸入消化率 (⑥÷③=%)			

(注) 1 輸入承認証の承認日に適用された月レート (外国為替の取引等の報告に関する省令第 3 5 条第 2 号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」) で換算し、米ドル表示にすること。

2 用紙は、A 列 4 番横長とすること。

〔別紙様式4-②〕（先着順割当て追加申請用）

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」輸入割当消化状況報告書

住 所  
会 社 名

(平成 年 月 日現在)

単位：米ドル

	輸入割当証明書 (IQ)			輸入承認証 (I/L)		I/L未振替		輸入通関実績		I/L振替後		⑧ 失効 金額計 (③+⑥)	⑨ 有 効 金額計 (④+⑦)	⑩ ⑨のうち 契約金額	⑪ 今回申請 に係る 契約金額	⑫ 不足金額 (⑪-⑨ -⑩)
	割当年月 日及び 有効期限	割 当 証明書 番 号	① 金 額	承認年月 日及び 有効期限	② 金 額	③ 失 効 金 額	④ 有 効 金 額	年月日	⑤ 金 額	⑥ 失 効 金 額	⑦ 有 効 金 額					
先 着 順 割 当 て	①															
	②															
	③															
	・ ・ ・															
合計																

(注) 1 輸入承認証の承認日に適用された月レート（外国為替の取引等の報告に関する省令第35条第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」）で換算し、米ドル表示にすること。

2 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式 5〕

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入通関実績報告書

割当証明書番号	GF - (AE) - 12 -
割当方式 (該当を○囲み)	商社A1・商社A2・先着順
割当日	平成 年 月 日
割当金額(米ドル) (A)	

提出年月日 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 会社名 \_\_\_\_\_  
 担当者名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 FAX \_\_\_\_\_

※ 輸入承認証の承認日に適用された月レート（外国為替の取引等の報告に関する省令第35条第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」）で換算し、米ドル表示にすること。

年	原産地	通関実績												年計 (1~12月)	累計 (B)	残量 (A)-(B)	消化率 (%) (B)/(A)	
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月					
	全体																	
	うち 日本産																	
	全体														(前年からの累計)			
	うち 日本産																	
	全体														(前々年からの累計)			
	うち 日本産																	

有効・失効の別 (該当を○囲み)	有効 ・ 失効	※失効とは次のいずれかの場合
---------------------	---------	----------------

※先着順割当てにあっては、次の2種類の書類を添付してください。

輸入承認証(I/L)の写しの添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ( )
対外決済を証する書類の添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ( )

- ①割当金額全額を消化した(消化率100%)場合
- ②I/Lの有効期限が到来した場合

※各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに郵送にて提出してください。

提出先：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部貿易審査課農水産室 水産班宛て

(注)用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式 6〕

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名  
記名押印  
又は署名  
資 格

下記の者は当社の社員であることを証明し、平成24年5月8日付け輸入発表第4号に基づく「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当てを申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏 名

(注) 用紙は、A列4番縦長とすること。

〔別紙様式7〕 申請登録申込書

(返信裏面)

<p style="text-align: center;">郵便往復はがき</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">(往 信)</p> <p style="text-align: center;">〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1</p> <p style="text-align: center;">経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部貿易審査課 農水産空水産班 ぶり・さんま・貝柱及び煮干し担当 行</p>	
--	--

※申込者名、住所、代表者氏名及び代表者印（会社の実印として法務局に登録されているもの）の記載漏れがある場合は、登録せずに返送する。

※朱書きにすること

(往信裏面)

<p style="text-align: center;">郵便往復はがき</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">(返 信)</p> <p style="text-align: center;">(申込書に記載と同じ宛先を記入)</p>	<p style="text-align: center;">ぶり・さんま・貝柱及び煮干し 先着順割当て申請登録申込書</p> <p>ふりがな 申込者名（会社名又は個人の場合は個人名）</p> <p>住所</p> <p>代表者役職名</p> <p>代表者氏名・代表者<sup>印</sup></p> <p>担当者氏名</p> <p>連絡先電話番号</p> <p>FAX番号</p> <p>当社は平成23年3月1日から平成24年2月29日までの期間に食料品の輸入通関実績が10万米ドル以上ありますので、平成24年5月8日付け発表輸入発表第4号に基づく「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の先着順割当ての申請登録を申し込みます。</p> <p style="text-align: right;">予定申請金額                      米ドル</p>
--	--

- (注) 1 郵便事業株式会社の発行する往復はがきを使用すること。  
 2 申請登録申込書面（往信裏面）の冒頭に朱書きで「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」と記載すること。  
 3 申請登録申込書の重要な事項（申込者名、住所、代表者氏名及び代表者印）が記載・押印されていない場合は、登録せずに返送する。代表者印の不備が多いので、特に留意すること。

(別表)

## 原産地一覧表

(アジア州)

アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インド、インドネシア、オマーン、カンボジア、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、トルコ、日本、バーレーン、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ヨルダン、香港、マカオ

(ヨーロッパ州)

アイスランド、アイルランド、アルバニア、イタリア、英国、エストニア、オランダ、キプロス、ギリシャ、グルジア、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、フェロー諸島

(北アメリカ州)

アメリカ合衆国、アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル、カナダ、グアテマラ、グリーンランド、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ

(南アメリカ州)

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、キューバ、コロンビア、スリナム、チリ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、フォークランド諸島、仏領ギアナ

(アフリカ州)

アンゴラ、エジプト、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ジブチ、セネガル、タンザニア、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ブルキナファソ、ベナン、マダガスカル、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ

(大洋州)

オーストラリア、キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、北マリアナ諸島(米)、グアム(米)、クック諸島、その他のオーストラリア領、トケラウ諸島、ニウエ島、ニューカレドニア(仏)、仏領オセアニア、仏領ポリネシア、米領オセアニア、米領サモア

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」発注限度内示書発給要領

平成24年5月8日付け輸入発表第4号に基づく「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給は、下記によって行う。

記

1. 内示書の発給

(1) 内示書発給申請書の提出先

水産庁漁政部加工流通課

電話 03-3501-1961

FAX 03-3591-6867

(2) 内示書発給申請書の提出期限

平成24年5月22日

(3) 内示書発給申請資格者

全国水産加工業協同組合連合会

日本水産缶詰工業協同組合

全国珍味商工業協同組合連合会

全国給食事業協同組合連合会

全国漁業協同組合連合会

全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会

(4) 提出書類

発注限度内示書発給申請書 1部

配分先計画書（別紙様式1） 1部

(5) 内示書の発給基準

① 申請金額が内示書発給予定金額の範囲内のときは、申請金額によって発給する。

② 申請金額が内示書発給予定金額を超えるとときは、発給予定金額によって発給する。

(6) その他の事項

① 本要領により内示書の発給を受けた者は、当該輸入ぶり・さんま・貝柱及び煮干しの取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。

② 本要領により水産庁長官が必要と認めるときは、(4)に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。

2. 発注方法等

(1) 内示書の発給を受けた者は、以下の方法で発注を行わなければならない。

① 加工業者等の要望等に基づき、原材料としてぶり・さんま・貝柱及び煮干しを供給するため、輸入商社等に対して発注を行うこと。

② 発注を行うに当たっては、発注を受ける者が自ら輸入通関することが確実であると認められることを、有価証券報告書又は法人の登記簿謄本等により確認すること。また、過去の「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者については、3.の実績報告が提出されていることを確認すること。

③ 平成22年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入発表（平成22年5月7日付け輸入発表第4号）に基づき需要者割当てを受けた者のうち、当該輸入割当てを受けた日から平成23年12月31日までにぶり・さんま・貝柱及び煮干しの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当金額の80%未満の者について、合理的な理由がないと認められる場合は、今年度の発注金額は当該輸入通関実績

(消化実績)を上限とする。

- (2) 内示書の発給を受けた者は、必要に応じて修正した配分先計画書とともに、別紙様式2により商社別発注金額を水産庁へ提出することとする。

### 3. 実績報告

- (1) 内示書の発給を受けた者から発注を受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年1月、4月、7月及び10月の各月10日までに、前3ヶ月分の輸入通関実績をまとめて、発注元である内示書の発給を受けた者へ提出することとする。また、内示書の発給を受けた者は、当該輸入通関実績を取りまとめの上、別紙様式3により同月15日までに水産庁へ提出することとする。なお、当該報告書の内容については、「平成24年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当てについて」(平成24年5月8日付け輸入発表第4号)5(3)⑤オに記載する公表のため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。
- (2) 内示書の発給を受けた者は、毎年、12月末までの割当年度ごとの輸入通関実績等を、1月15日までに別紙様式4及び5により水産庁に提出することとする。
- (3) (1)において、発注を受けた者は、輸入通関実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて提出することとする。これを受けて、発注元である内示書の発給を受けた者は、確実に輸入通関が行われたことを確認の上、(1)の書類と併せて水産庁に提出することとする。
- (4) 発注を受けた者は、輸入通関実績に係る提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てが行われないことがある。



需要者割当内示書発給申請用
---------------

平成 年 月 日

水産庁長官 殿

団体名 印

## 平成24年度 「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」商社別発注金額

平成24年5月8日付け24水漁第227号により当団体宛に発給された「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」発注限度内示書に係る発注を以下のように行います。

発注年月日	発注先商社名	金額
	合 計	

需要者割当内示書発給申請用

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」輸入通関実績報告書

平成 年 ～ 月分

団 体 名

(1) 年度別消化状況

割当年度/期	22年度	23年度	24年度	合 計
割当金額				
輸入通関実績	既報告分			
	今回報告分			
計				
失 効				
差し引き有効金額				

(2) 平成 年 月の輸入通関実績

輸入者	割当年度	IQ番号	有効・失効の別	品 名	通関年月日	通関数量(kg)	通関金額	輸入先国	
小 計	22年度								
					小計				
	23年度								
					小計				
	24年度								
小 計									
小 計									
小 計				小 計					
合 計				合 計					



